

大分県報

平成二十八年
第二八〇八号
八月二十六日

（金曜日）

目次

告示

- 生活保護法等による介護機関の指定……………一
- 生活保護法等による指定介護機関の廃止……………一
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………二
- 道路区域の変更（三件）……………二
- 道路の供用開始（二件）……………三
- 落札者等の公示……………四
- 平成二十八年年度職業訓練指導員試験の実施……………四
- 林業種苗法による生産事業者講習会の開催……………六
- 一般競争入札の実施（二件）……………六

告示

大分県告示第四百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）に規定する介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関として、次の介護機関を指定した。

平成二十八年八月二十六日

大分県知事 広瀬 貞

平成二十八年八月二十六日

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
デイケアやつか整形	佐伯市大手町三―四―三	医療法人明匠会	佐伯市大手町三―四―三	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	平一八・八・一
ライフケア楽ぞう	佐伯市鶴望字下川成一―六一―七	有限会社那木家具店	佐伯市鶴望字下川成一―六一―七	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	平二八・六・一
りんご薬局	別府市大字鶴見四五四八―一九四―一	紗流株式会社	別府市大字鶴見四五四八―一九四―一	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	〃
帰巖会みえ病院	豊後大野市三重町赤嶺二五〇―一	社会医療法人帰巖会	豊後大野市三重町赤嶺一二五〇―一	訪問看護、通所リハビリテーション、介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション	平二八・五・一
デイケアごたんだ	日田市大字竹田三九五―一	医療法人利光会	日田市大字竹田三九五―一	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	〃
居宅介護支援事業所五反田	〃	〃	〃	居宅介護支援事業	〃

大分県告示第四百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関か

大分県報（告示）

らサービスを廃止した旨届出があった。
平成二十八年八月二十六日

大分県知事 広 瀬 貞 貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	廃止サービスの種類	廃止年月日
鶴田歯科医院	別府市北浜一 ―一二―一八	鶴田基資	別府市北浜 一―一二― 一八	居宅療養管理 指導、介護予 防居宅療養管 理指導	平二八・二・二九
夢菴訪問介護事業所	竹田市大字竹 田一五二九― 一	特定非営利 活動法人夢 菴	竹田市大字 竹田一五二 九―一	訪問介護、介 護予防訪問介 護	平二八・八・三一
りんご薬局	別府市緑ヶ丘 一組コーポ― 葉一〇一	紗流株式会 社	別府市鶴見 四四一七― 一	居宅療養管理 指導、介護予 防居宅療養管 理指導	平二八・五・三一

大分県告示第四百六十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。
平成二十八年八月二十六日

大分県知事 広 瀬 貞 貞

- 一 変更申請のあった年月日
平成二十八年八月五日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 大学コンソーシアムおおいた
- 三 代表者の氏名
北 野 正 剛
- 四 主たる事務所の所在地
大分市
- 五 定款に記載された目的
この法人は、数多くの留学生在が学び、生活しているという大分県の地域特性を活かし、県民と留学生との交流を促進しながら、留学生に対する支援、地域社会との連携並びに国

大分県告示第四百六十一号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成二十八年八月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成二十八年八月二十六日

大分県知事 広 瀬 貞 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
一般国道三八号	佐伯市大字木立字岡山八一番四から佐伯市大字木立字天神下一八三五番三まで	前	二六・一 〃 八・七	メートル 一、五七二・〇
	佐伯市大字木立字岡山八一番五から佐伯市大字木立字天神下一八三五番三まで	後	三八・七 〃 一二・五	一、五七二・〇
県道三重弥生線	佐伯市本匠大字波寄字上原下二二八七番二から佐伯市本匠大字波寄字平二三九一番一地先まで	前	二四・二 〃 六・九	二六四・〇
	佐伯市本匠大字波寄字上原下二二八七番四から佐伯市本匠大字波寄字平二三九一番一地先まで	後	二七・五 〃 九・九	二六四・〇
県道津民中摩線	中津市耶馬溪町大字大野字宮ノ向二五三〇番五地先から中津市耶馬溪町大字大野字宮ノ向二五三〇番一地先まで	前	二七・〇 〃 一七・三	二一・〇

道路の種類及び路線名	中津市耶馬溪町大字大野字七ツ崩一五二番一地从先から中津市耶馬溪町大字大野字宮ノ向二五三〇番一地从先まで	後	三五・〇 八・二	二八三・九
------------	-----------------------------------------------------	---	-------------	-------

大分県告示第四百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年八月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備考
		後	前			
県道豊前耶馬溪線	中津市耶馬溪町大字大野字宮ノ前八六番一から 中津市耶馬溪町大字大野字七ツ崩一五二三番三まで	B	B	四五・〇 四・〇	四〇二・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	B	五八・〇 九・〇	二三五・〇	

大分県告示第四百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年八月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	一般国道五〇〇号	区 間	宇佐市院内町原口字原口四九五番三 地先内	区域変更前後別	後	前	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
			宇佐市院内町原口字原口四九五番三 地内		一九・四 一〇・二	一〇・二 九・九	九・〇	九・八

大分県告示第四百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年八月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道三三八号	佐伯市大字木立字岡山八一番五から 佐伯市大字木立字岡山一四二番四まで	平二八・八・二六
県道日之影字目線	佐伯市宇目町大字南田原字桃囲一九六三番二 二地内	

大分県告示第四百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年八月二十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道五〇〇号	宇佐市院内町原口字原口四九五番三地内	平二八・八・二六

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

平成二十八年八月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 落札に係る借入物品の名称及び数量
大分県庁個人番号利用事務専用パソコン等 一式
 - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県商工労働部情報政策課
大分市大手町三丁目一番一号
 - 三 落札者を決定した日
平成二十八年七月二十日
 - 四 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社九州支店 支店長 谷 頭 洋 一
福岡県福岡市博多区東比恵三丁目一番二号
 - 五 落札金額
六十五万八千四百二十二円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）
 - 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 七 一般競争入札の公告をした日
平成二十八年六月十日
- 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第一項の規定により、次のとおり平成二十八年職業者訓練指導員試験を実施する。
- 平成二十八年八月二十六日
- 大分県知事 広 瀬 勝 貞
- 一 試験区分
1 実技試験及び学科試験を行う免許職種

<p>2 自動車整備科 学科試験のみを行う免許職種 （一）学科試験のうち、関連学科（基礎学科及び専攻学科）及び指導方法について試験を行う免許職種 和裁科 （二）学科試験のうち、指導方法のみについて試験を行う免許職種 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一に掲げる免許職種（前記1及び2の（一）の免許職種を除く。）</p>		二 試験の科目	
		学 科 試 験 の 科 目	実 技 試 験 の 科 目
免 許 職 種	学 科 試 験 の 科 目	実 技 試 験 の 科 目	指 導 方 法
自動車整備科	基礎学科 1 自動車工学 2 材料 3 安全衛生 4 関係法規	自動車整備	1 職業訓練原理 2 教科指導法 3 訓練生の心理 4 生活指導 5 職業訓練関係法規
和裁科	1 裁縫知識 2 縫製法 3 安全衛生		1 和裁法 2 被服学
その他の免許職種			
三 受験資格	試験を受けることができる者は、職業能力開発促進法第三十条第三項各号に掲げる者とする。		
四 試験の免除	実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けることができる者及びその免除の範囲は、次のとおりとする。		
免除を受けることができる者	免除の範囲		
免許職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科		

<p>免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者</p> <p>職業訓練指導員免許を受けた者</p>	<p>実技試験の全部</p> <p>学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）</p> <p>実技試験の全部</p>	<p>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者</p>	<p>実技試験の全部</p>	<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者</p>	<p>学科試験のうち指導方法</p>	<p>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）</p>	<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）</p>	<p>免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	<p>免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	<p>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	<p>職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者</p>	<p>同表の免除の範囲の欄に掲げる試験</p>	<p>五 試験の日時</p> <p>学科試験 平成二十八年十一月一日（火曜日）午前十時から</p> <p>実技試験 平成二十八年十一月二日（水曜日）午前十時から</p>	<p>試験の場所</p> <p>大分市大字下宗方千三十五番地の一</p>
<p>七 大分職業訓練センター及び大分高等技術専門学校</p> <p>受験申請手続</p> <p>1 受付期間及び受付時間</p> <p>(一) 受付期間</p> <p>平成二十八年九月五日（月曜日）から同月二十三日（金曜日）まで</p> <p>なお、郵送により申請書を提出する場合は、平成二十八年九月二十三日（金曜日）の消印のあるものまで受け付ける。</p> <p>(二) 受付時間</p> <p>午前九時から午後五時まで</p> <p>2 受験申請書類</p> <p>受験申請書、身分証明書、写真二枚（申請前六箇月以内に正面脱帽で撮影したものを受験申請書及び受験票に貼り付けること。）、受験資格を有する者であることを証する書面及び実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする者については、「四 試験の免除」の表の上欄に掲げる者に該当することを証する書面</p> <p>3 書類の提出先</p> <p>大分市大手町三丁目一番一号（郵便番号八七〇―八五〇一）</p> <p>大分県商工労働部雇用労働政策課</p> <p>4 受験手数料</p> <p>次に掲げる額の手数料を大分県収入証紙で納付すること。</p> <p>実技試験 一万五千八百円</p> <p>学科試験 三千百円</p> <p>八 受験票の送付</p> <p>受験申請書の受付後、大分県商工労働部雇用労働政策課において審査の上、受験票を交付する。</p> <p>九 合否判定の基準</p> <p>1 実技試験について満点の六割以上の得点がある場合は、実技試験に限り合格とする。</p> <p>2 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合は、指導方法に限り合格とする。</p> <p>3 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合は、当該学科に限り合格とする。</p> <p>十 合格者の発表</p>																			

平成二十八年十一月十五日（火曜日）に大分県庁舎本館一階の県民ホールに掲示するとともに、大分県のホームページに登載し、本人宛て書面で通知する。

十一 欠格者

次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- 1 成年被後見人及び被保佐人
 - 2 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 3 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者
- 十二 その他

1 詳細については、大分県商工労働部雇用労働政策課（電話〇九七―五〇六―三三三三）に問い合わせること。

2 受験申請後、住所、勤務先等に変更があった場合は、直ちに大分県商工労働部雇用労働政策課に連絡すること。

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、次のとおり生産事業者講習会を開催する。

平成二十八年八月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 講習会の日時及び場所

1 日時 平成二十八年九月二十九日 午前十時から

2 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館 九階 九一会議室

二 講習内容

1 種苗に関する法令 二時間

2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間

3 種苗の生産技術に関する事項 二時間

三 受講申込書の受付期間及び提出先

講習を受けようとする者は、生産事業者講習会受講申込書を開催日の七日前までに住所を管轄する大分県各振興局農山（漁）村振興部又は大分県農林水産部森林整備室に提出すること。

四 講習手数料

講習を受けようとする者は、林業種苗生産事業者講習手数料として、一万四千円の大分県収入証紙を受講申込書に貼り付けること。

五 その他

受講者は、筆記用具を持参すること。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成二十八年八月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 競争入札に付する事項

1 業務の種類 大分県立図書館等設備等維持管理保安業務委託

2 契約期間 平成二十八年十月一日から平成三十一年九月三十日まで

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三に規定する長期継続契約

る長期継続契約

3 履行場所 大分市王子西町十四番一号 大分県立図書館、大分県公文書館、大分県立

先哲史料館及び駐車場

二 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 入札参加者は、次の参加資格要件を全て満たすこと。

(一) 大分県が発注する県庁舎等維持管理業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者のうち、電気設備保守管理業、暖房設備保守管理業、冷房設備保守管理業及び警備業の資格を全て取得している者

(二) 本店又は支店等（大分県との契約について委任を受けた者に限る。）の所在地が大分市内にある者

(三) 過去二年間、国・県又はそれと同等の施設において設備等維持管理保安業務の実績を有し、当該業務を確実に履行できる者

(四) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員が役員となっている事業者

(4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

(5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

(6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

(7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会

的に非難される関係を有している者

(8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してゐる者

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

2 入札参加者の制限

次に該当する者は、参加資格を有しない。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四に規定する者

(二) 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十八條第一項若しくは第十九條第一項若しくは第二項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一條の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、再生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）

(三) 最近一年間の法人税、消費税、法人県民税又は法人事業税を滞納している者

三 契約条項を示す日時及び場所

1 日時 平成二十八年八月二十六日（金）から同年九月八日（木）までの午前九時から午後五時まで（日曜日及び土曜日を除く。）

2 場所 大分市王子西町十四番一号 大分県立図書館 総務企画課

四 入札説明書及び入札参加資格等に係る事項

1 入札説明書の配布

(一) 日時 平成二十八年八月二十六日（金）から同年九月八日（木）までの午前九時から午後五時まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(二) 場所 大分市王子西町十四番一号 大分県立図書館 総務企画課

2 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する参加資格確認申請書兼誓約書等を平成二十八年九月十二日（月）午後五時までに四の1の(二)に掲げる部局に提出し、入札参加資格確認通知を受けること。

五 入札及び開札の日時及び場所

1 日時 平成二十八年九月二十一日（水）午前十一時

2 場所 大分市王子西町十四番一号 大分県立図書館一階 第一研修室

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

1 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則（昭和三十九年大分県規則第二十二号）第二十条第三項第二号の規定により、入札保証金の全部を免除する。

2 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則第五条第三項第九号の規定により、契約保証金の全部を免除する。

七 無効入札に関する事項

大分県契約事務規則第二十七條に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

1 金額の記載がないもの

2 入札に関する条件に違反したもの

3 入札書に入札者又はその代理人の記載がなく、入札者が判明できないとき。

4 誤字又は脱字により、必要事項が確認できないとき。

八 最低制限価格に関する事項

設定しない。

九 落札者の決定の方法

1 有効な入札書を提出した者で、大分県契約事務規則第二十三條の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札した者を契約の相手方とする。

2 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第六十七條の八第四項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、直ちにその場で行う。落札者がいないときには随意契約に移行するものとする。

3 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

十 その他

1 この入札に係る契約は、地方自治法第二百三十四條の三に規定する長期継続契約とする。

この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合は、この契約を解除する。

2 その他の詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成二十八年八月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 競争入札に付する事項

- 1 業務の種類 大分県立図書館等エレベーター保守点検業務委託
- 2 契約期間 平成二十八年十月一日から平成三十一年九月三十日まで
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三に規定する長期継続契約
- 3 履行場所 大分市王子西町十四番一号 大分県立図書館、大分県公文書館及び大分県立先哲史料館

二 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 入札参加者は、次の参加資格要件を全て満たすこと。
 - (一) 大分県が発注する県庁舎等維持管理業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者のうち、電気設備保守管理業の資格を取得している者で、かつ、昇降機工事の入札参加資格を有する者又は昇降機の保守管理を専門とする者
 - (二) 本店又は支店等（大分県との契約について委任を受けた者に限る。）の所在地が九州内にある者
 - (三) 過去二年間、国・県又はそれと同等の施設においてエレベーター保守点検業務の実績を有し、当該業務を確実に履行できる者
 - (四) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となつている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

2 入札参加者の制限

次に該当する者は、参加資格を有しない。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四に規定する者
 - (二) 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十八条第一項若しくは第十九条第一項若しくは第二項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）第二十一条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、再生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
 - (三) 最近一年間の法人税、消費税、法人県民税又は法人事業税を滞納している者
- 三 契約条項を示す日時及び場所
- 1 日時 平成二十八年八月二十六日（金）から同年九月八日（木）までの午前九時から午後五時まで（日曜日及び土曜日を除く。）
 - 2 場所 大分市王子西町十四番一号 大分県立図書館 総務企画課
- 四 入札説明書及び入札参加資格等に係る事項
- 1 入札説明書の配布
 - (一) 日時 平成二十八年八月二十六日（金）から同年九月八日（木）までの午前九時から午後五時まで（日曜日及び土曜日を除く。）
 - (二) 場所 大分市王子西町十四番一号 大分県立図書館 総務企画課
 - 2 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する参加資格確認申請書兼誓約書等を平成二十八年九月十二日（月）午後五時までに四の1の(二)に掲げる部局に提出し、入札参加資格確認通知を受けること。
- 五 入札及び開札の日時及び場所
- 1 日時 平成二十八年九月二十一日（水）午前十時
 - 2 場所 大分市王子西町十四番一号 大分県立図書館一階 第一研修室
- 六 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- 1 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則（昭和三十九年大分県規則第二十二号）第二十条第三項第二号の規定により、入札保証金の全部を免除する。
 - 2 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則第五条第三項第九号の規定により、契約保証金の全部を免除する。

七 無効入札に関する事項

大分県契約事務規則第二十七条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

1 金額の記載がないもの

2 入札に関する条件に違反したもの

3 入札書に入札者又はその代理人の記載がなく、入札者が判明できないとき。

4 誤字又は脱字により、必要事項が確認できないとき。

八 最低制限価格に関する事項

設定しない。

九 落札者の決定の方法

1 有効な入札書を提出した者で、大分県契約事務規則第二十三条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とする。

2 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第六十七条の八第四項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、直ちにその場で行う。落札者がいないときには随意契約に移行するものとする。

3 落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

十 その他

1 この入札に係る契約は、地方自治法第二百三十四条の三に規定する長期継続契約とする。

この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合は、この契約を解除する。

2 その他の詳細は、入札説明書による。